

青森県報

第二百八十三号

令和三年
三月十五日
(月曜日)

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……二

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同) ……二

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……三

○右……………(三八地域民局) ……三

○右……………(西北地域民局) ……三

○右……………(同) ……四

教育委員会

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) ……四

人事委員会

○人事委員会規則六一八(公益的法人等への職員のパ遣等)の一部を改正する規則……………(職員課) ……五

雑 報

○地方独立行政法人青森県産業技術センター凍結真空乾燥装置購入に係る一般競争入札……………(地方独立行政法人青森県産業技術センター) ……五

告

示

青森県告示第七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

令和三年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 年月日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションハルニレ	平成三・一・二五
	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三		五所川原市大字水野尾字懸樋二一八の一	

青森県告示第七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分		変更年月日
		事業名称	事業所所在地	
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	訪問看護ステーションハルニレ	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	平成三・一・五

青森県告示第百七十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和三年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
レモンバーム薬局	弘前市大字清水一丁目九の八	令和二・二・二五
白山台くに眼科	八戸市東白山台二丁目三四の一六	三・一・三

佐藤病院	青森市青柳二丁目一の二二	〃
------	--------------	---

青森県告示第百七十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和三年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
佐藤クリニック内科循環器科	青森市青柳二丁目一の二二	令和三・二・一
白山台くに眼科	八戸市東白山台二丁目三四の一六	〃
すずらん調剤薬局城東中央店	弘前市大字城東中央三丁目九の二〇	三・三・一
ハッピー調剤薬局青森松原南店	青森市奥野二丁目二〇の二	〃
吉川脳神経外科クリニック	弘前市大字城東中央三丁目九の六	〃

青森県告示第百八十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

令和三年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
	定難病指	定難病指		の指定医 の区分
	吉川 朋成	金城 育代	成田 育代	氏 名
吉川脳神経 外科クリニック	つがる西北 五広域連合 つがる総合 病院	弘前大学医 学部附属病 院		名 称
弘前市大字城東 中央三丁目九の 六	五所川原市宇岩 木町一二の三	弘前市大字本町 五三		所 在 地
	脳神経外 科	腎臓内科		担当する 診療科名
	〃	令和 二・三・一		変更 年月日

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社九堂興業
- 二 代表者の氏名 工藤薫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字丸山二七八の五五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一〇〇六七七号
- 五 取消年月日 令和三年二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
令和三年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社真立工業
- 二 代表者の氏名 立花文夫
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字角柄折字東平六の一四五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第三〇〇七七七号
- 五 取消年月日 令和三年二月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 野宮塗装店
二 氏名 野宮忠美

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町朝日山二八八の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―三一)第九四〇〇号

五 取消年月日 令和三年二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成田内装

二 氏名 成田治人

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字山道字小泉一五三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第四〇〇四二五号

五 取消年月日 令和三年二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月十五日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

一 特定役務の名称及び数量

青森県立学校統合型校務支援システム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年二月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

東日本電信電話株式会社青森支店

青森市橋本二丁目一の六

六 契約金額

二千九十九万七千八百八十三円

(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和三年三月一日から令和八年二月二十八日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。)

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第一号該当

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

人事委員会

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十五日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一条第二項第一号の項中「公益社団法人あおもり農林業支援センター」を「公益社団法人あおもり農業支援センター」に改める。
公益財団法人青森県国際交流協会

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

雑 報

地方独立行政法人青森県産業技術センター凍結真空乾燥装置購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方独立行政法人青森県産業技術センター物品又は特定職務の調達手続に関する契約事務細則第六条第一項の規定

により公告する。

令和三年三月十五日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 成 田 勝 治

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品（以下「購入物品」という。）の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

凍結真空乾燥装置一式

二 納入期限

令和四年二月二十八日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第二条第一項から第三項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 青森県の定める物品の製造の請負、買入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、開札の時までの間に受けていない者であること。

4 開札の時までに青森県の定める指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し、製作仕様書及び工程表を提出しなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて令和三年四月十六日までに地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所に提出しな

ければならない。また、提出書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

弘前市大字扇町一丁目一の八

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所技術支援部

電話 〇一七二―五五―六七四〇

4 提出部数 一部

六 入札説明書の交付等、契約条項を示す場所及び問合せ先

弘前市大字扇町一丁目一の八

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所技術支援部

電話 〇一七二―五五―六七四〇

七 入札の日時及び場所

1 日時

令和三年四月二十六日(時間は入札説明書による。)

2 場所

弘前市大字扇町一丁目一の八

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所一階研修室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第三十四条の規定による。

十 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

2 契約書取り交わしの時期は、落札者を決定した日から七日以内とする。

十二 入札条件

入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products be purchased:
Vacuum freeze dryer

2 Time limit for tender:
26 April, 2021
(Please refer to a bid manual in time)

3 Contact Point for the notice:
Hirosaki Industrial Research Institute
Local Incorporated Administrative Agencies

Aomori Prefectural Industrial Technology Research Center
1-1-8 Ougimachi
Hirosaki City, Aomori 036-8104
JAPAN

TEL 0172-55-6740

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県青森市	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
-------------------------------------	---	-----------------------------